

# 民間事業者による革新的な本人確認の 実装支援等について

令和元年10月  
金融庁

# オンラインで完結する本人確認

## 背景

- FinTechに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。  
金融業・市場に変革をもたらしつつある。



金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないとの指摘あり。

現状、非対面での本人確認方法として、金融機関等は、顧客から身分証（写し）の送付を受け、顧客宅にキャッシュカード等の取引関係文書を転送不要郵便にて送付する必要がある。

従来の本人確認方法の例

顧客



身分証の画像を送信

事業者



転送不要郵便でキャッシュカード等を送付することで、顧客の実在性等を確認

## 「未来投資戦略2017」(抄)

- FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。

## オンラインで完結する新たな本人確認方法

- 規則改正（平成30年11月30日公布・施行（一部は令和2年4月施行））により、オンラインで完結する新たな本人確認方法等を追加。

# オンラインで完結する本人確認

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

## 1. 本人確認書類の画像 + 本人の容貌の画像送信 (6条1項1号ホ)



本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。



## 2. ICチップ<sup>o</sup>情報 + 顧客の容貌の画像送信 (6条1項1号ハ)



本人確認書類のICチップ<sup>o</sup>情報送信 + 本人の容貌の画像送信



## 3. 銀行等への照会 (6条1項1号ト(1))



本人確認書類の画像又はICチップ<sup>o</sup>情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会



## 4. 顧客名義口座への少額振込 (6条1項1号ト(2))



本人確認書類の画像又はICチップ<sup>o</sup>情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信



# デジタル技術を活用した規制の精緻化に向けた実証事業 マネーロンダリング対策

- マネー・ロンダリング対策に係る業務は、現状、各金融機関が個別に対応
- AI活用型の共同システムを利用することで、金融機関の業務を効率化できないか検討

## 現状

- 各金融機関は、マネー・ロンダリング対策に係る下記のような業務に個別に対応
  - ・ 顧客リスク評価
  - ・ 制裁対象者との照合
  - ・ 異常取引・制裁対象取引の検知 等

## 目指すべき方向性

- 金融機関（預金取扱金融機関、証券会社）が取り組んでいるマネー・ロンダリング対策に係る業務について、AI活用型の共同システムを利用することで効率化
- また、上記の取組みの結果を踏まえ、他業態へ展開

## 共同化

- 顧客リスク評価（リスク格付）
- 制裁対象者との照合
- 異常取引・制裁対象取引の検知 等

AIの活用

情報（取引情報等）

取引分析結果

A銀行

情報（取引情報等）

取引分析結果

B証券会社

情報

分析結果

他業態

犯収法の対象